

千葉市硫黄酸化物に係る総量規制運用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、硫黄酸化物に係る総量規制基準（昭和63年千葉県告示第65号。以下「総量規制基準」という。）及び硫黄酸化物に係る燃料使用基準（昭和63年千葉県告示第66号。以下「燃料使用基準」という。）の運用に関し、法令及び当該告示に定めるもののほか、必要な事項を定め、もって総量規制基準及び燃料使用基準の的確な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「予備施設」とは、現に稼働中の適用施設が定期点検及び故障のため、一時的に休止した場合に、その休止中に代替として専ら運転される適用施設（交互に運転している適用施設は除く。）をいう。
- (2)「休止施設」とは、工場又は事業場の事業活動の変更により、使用の必要のない適用施設のうち、一年以上連続して稼働していないと認められる適用施設をいう。
- (3)「特定工場等」とは、総量規制基準の第2項に定める特定工場等をいう。この場合において、工場又は事業場の敷地の間に、道路、河川等があっても、同一法人が設置し、相互に隣接した位置にあり、事業活動上密接な関連があり、社会通念上、一の工場又は事業場と認められる者も含むものとする。
- (4)「燃料使用基準適用工場等」とは、燃料使用基準の第2項に定める工場又は事業場をいう。
- (5)「通常最大稼働」とは、一つの適用施設を運転する場合において、定格能力以下の運転状態であり、かつ通常の状態での一時間あたりの最大稼働をいう。
- (6)重油その他の石油系燃料（以下「石油燃料」という。）とは、原油又は原油の精製等の処理によって得られる液化石油ガス・ナフサ・灯油・重油及びその他の副生油等の気体の燃料並びに液体燃料をいう。
- (7)施設の更新（スクラップ・アンド・ビルド）とは、一つの特定工場等又は燃料使用基準適用工場等において、新たに適用施設が設置され、それに伴い既存の適用施設が廃止されることをいう。ただし、新たに設置された適用施設の種類の名称と廃止される適用施設の種類の名称が同一である場合に限る。

(硫黄酸化物の排出の制限)

第3条 特定工場等の事業者は、当該特定工場等に適用されているすべての適用施設から定格稼働時（当該特定工場等に設置されているすべての適用施設に係る原料・燃料の使用量を常時的確に把握することの可能な特定工場等にあつては、通常最大稼働時）に排出される硫黄酸化物の合計量を総量規制基準に適合させなければならない。

(石油系燃料の使用に関する制限)

第4条 燃料使用基準適用工場等の事業者は、当該燃料使用基準適用工場等に設置されているすべての適用施設において使用する石油系燃料中の硫黄含有率（複数の石油系燃料を使用する燃料使用基準適用工場等においては、各石油系燃料を重油の量に換算したのち、加重平均して得られる硫黄含有率）を燃料使用基準適用工場等ごとに燃料使用基準に適合させなければならない。

（適用施設設置計画書）

第5条 特定工場等又は燃料使用基準適用工場等の事業者は、適用施設を設置しようとするときは、様式第1号により、当該適用施設の設置計画を市長に提出するものとする。

2 新たに特定工場等又は燃料使用基準適用工場等（適用施設の設置、適用施設の構造等の変更又は地位の承継により、新たに特定工場等又は燃料使用基準適用工場等となるもの。）となる工場又は事業場の事業者は様式第1号によりすべての適用施設の設置計画書を市長に提出するものとする。

（適用施設使用計画書）

第6条 一の施設が適用施設となった際、現にその施設を設置している（設置の工事が着手されたものを含む。）工場又は事業場の事業者であって、次の各号に該当するものは、当該施設が適用施設となった日から30日以内に様式第1号により当該適用施設の使用計画書を市長に提出するものとする。

- (1) 適用施設になったことにより、新たに特定工場等又は燃料使用基準適用工場等となるもの。
- (2) 現に対象工場等又は燃料使用基準適用工場等であるもの。

（適用施設変更計画書）

第7条 第5条第1項若しくは第2項又は前条の規定により計画書を提出した者は、適用施設が次の各号に掲げる事項に該当する場合は、当該変更事項に係る適用施設の変更計画書を様式第1号により、市長に提出するものとする。

- (1) 適用施設の構造等の変更、適用施設の使用の廃止又は地位の承継
- (2) 適用施設の稼働状況のうち通常稼働、予備又は休止に係る状況の変更
- (3) 通常最大稼働における原料・燃料の使用量及び当該稼働時における硫黄酸化物排出量の変更に係る事項

（計画値の遵守）

第8条 特定工場等の事業者は、前条の規定による計画書の事項のうち、次に掲げる事項については、記載した数値以下としなければならない。

- (1) 適用施設ごとの硫黄酸化物排出量及び原料・燃料の使用量
- (2) 適用施設ごとの原料・燃料中の硫黄含有率

2 燃料使用基準適用工場等の事業者は、第5条第1項、第2項、第6条及び第7条の規定による計画書のうち、次に掲げる事項については、記載した数値以下としなければならない。

- (1) 適用施設ごとの石油系燃料中の硫黄含有率

(2) 適用施設ごとの石油系燃料使用量

(計画書の審査等)

第9条 市長は、前条の規定により提出された計画書については、総量規制基準又は燃料使用基準の適合状況を審査するものとする。

2 市長は、前条による審査の結果、相当と認められる場合には、その旨を様式第2号により、当該計画書を提出した者に対し通知するものとする。

(遵守状況の確認)

第10条 市長は、特定工場等又は燃料使用基準適用工場等の事業者の第3条、第4条、第8条第1項及び同条第2項に定める事項の遵守状況を立入検査により確認するものとする。

(測定器の整備)

第11条 特定工場等の事業者は、当該特定工場から排出される硫黄酸化物を的確に把握し、もって総量規制基準を遵守するため、硫黄酸化物濃度計及び燃料流量計等の測定器の整備に努めるものとする。

2 燃料使用基準適用工場等の事業者は、燃料流量計等の測定器の整備に努めるものとする。

(基準に関する特例)

第12条 施設の更新において、新たに設置された適用施設の原料・燃料使用量を重油の量に換算した(圧縮率を乗ずる前の重油の量に換算した量)のうち、廃止する適用施設に係る重油の量に換算した量に相当する部分については、既存のものとして取り扱うものとする。

2 千葉県内に立地する工場又は事業場が、次の各号に掲げる事業により千葉市内に移転し、新たに特定工場等になった場合は、移転前の重油の量に換算した量に相当する部分は、既存のものとして取り扱うものとする。

(1) 土地収用法(昭和26年法律第219号) 第3条に定める国又は地方公共団体等の実施する事業

(2) (1)以外の国又は地方公共団体等の実施する事業のうち千葉市長が特に認める事業

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成4年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に硫黄酸化物に係る総量規制運用要綱(昭和63年2月1日千葉県施行)第5条第1項若しくは第2項、第6条又は第7条の規定により計画書を提出した者は、それぞれ本要綱の第5条第1項若しくは第2項、第6条又は第7条の規定により計画書を提出した者とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第 1

硫黄酸化物に係る適用施設設置（使用・変更）計画書

年 月 日

（あて先）千葉市長

提 出 者

千葉市硫黄酸化物に係る総量規制運用要綱第 5 条第 1 項（第 5 条第 2 項、第 6 条、第 7 条）の規定により、適用施設について、次のとおり提出します。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受付年月日	
適用施設 （施設番号）	（ ）	※工場又は 事業場番号	
硫黄酸化物に係る適用施設別原料・燃料使用量及び硫黄酸化物排出量等 （総括表）	別紙 1 のとおり	※審査結果	

- 備 考
- 1 適用施設（施設番号）の欄は、本計画書に該当する施設について、施設の種類及び施設番号（既設のみ）を記入する。
 - 2 ※印欄は記載しないこと。
 - 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

硫黄酸化物に係る適用施設別原料・燃料使用量及び硫黄酸化物排出量等(総括表)

施設の種類	工場等における施設の名称	県(市)の施設番号	原料・燃料の種類	原料・燃料中のS分	原料・燃料使用量		*1 定格重油換算原料・燃料使用量					*2 硫黄酸化物排出量		適用期日	*3 稼働状況		
					定格 1/h(kg/h)	通常最大 1/h(kg/h)	換算係数	重油に換算した量		圧縮率	圧縮率を乗じた量		定格 (m3N/h)			通常最大 (m3N/h)	
								W(1/h)	W i (1/h)		W(1/h)	W i (1/h)					
計		全 施設[内訳(通常) (予備) (休止)]															
		通常稼働の状況															

(注) *1 重油換算量(1/h)は四捨五入して整数とする。

*2 硫黄酸化物排出量は小数点以下3桁目を切り捨てる。

*3 稼働状況は通常、予備、休止、廃止の別を記入する。

*4 許容排出量は小数点以下3桁目を切り捨てる。

[備考]1. 1 施設で複数の原料・燃料を用いたり、複数の使用方法がある場合は、それらの中で典型となるものを記入する。

なお、その形態の内訳を本用紙により別記し、添付する。

2. 廃止施設は=線で削除する。(適用期日は記入)

総量規制基準の特定工場等	*4 許容排出量 m3N/h	
燃料使用基準の適用工場等	許容 S 分 %	

通 知 書

第 年 月 日 号

様

千葉市長

年 月 日 次の計画書を受付、審査した結果、適当と認められるので通知します。

工場又は事業場の名称						
計画書提出の根拠		千葉市硫黄酸化物に係る総量規制運用要綱第5条第1項 (第5条第2項・第6条・第7条)				
計画書の内容		適用施設の設置(使用・変更)計画書				
基 準 等	適用期日	定格重油 換算の原 料・燃料使 用量	(気体燃料は圧縮率を乗 じた) 定格重油換算の原 料・燃料使用量		硫黄酸化物 許容排出量	燃料中の 許容硫黄 分
			W	Wi		
	年 月 日	ℓ/h	ℓ/h	ℓ/h	m ³ N/h	%